

# 自転車の安全な利用の推進に関する条例を制定します ～自転車を安全に安心して利用するため守ること～

## 1 目的

自転車の安全な利用の推進に関して、市を始めとするそれぞれの立場での責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることで、自転車の事故を防止するとともに、自転車の安全で安心な利用を確保することを目的とした条例を制定します。

## 2 日時及び場所（スケジュール）

令和元年(2019年)11月20日(水)～12月20日(金) …… 意見公募（パブリックコメント）実施

令和元年(2019年)12月27日(金)

～令和2年(2020年)1月27日(月) …………… 意見公表

令和2年(2020年)2月 …………… 議案（条例）上程

令和2年(2020年)3月 …………… 議案採決

令和2年(2020年)4月1日 …………… 条例施行

## 3 主な内容等

- ・ 市、市民、自転車利用者等のそれぞれの立場における、自転車利用に係る責務を明らかにします。
- ・ 安全で安心した自転車利用を推進するため、盗難防止対策や、自転車の整備に努めることを定めます。
- ・ 万が一の事故に備え、  
**自転車損害賠償保険等の加入義務を明記し、**  
被害者救済はもとより、加害者の経済的負担の軽減を図ります。



## 4 その他

春日井市交通安全条例（平成13年条例第42号）では、春日井市における交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めているが、本件条例は、自転車の安全で安心な利用の確保に特化したものとしている。